

音更町地域防災計画(案)

《地震防災計画抜粋》

令和4年12月にお配りしました「音更町地域防災計画」の事務局案に対する音更町防災会議委員の皆様から頂いたご意見は、「青字」で修正し記載しております。

また、「北海道地域防災計画（令和5年2月）」に基づく修正等は、「赤字」により記載いたしました。

なお、本計画案は、修正等を行った該当ページのみを抜粋し印刷しています。該当する章番号と節番号には、目次に網掛けを施し標示しております。

令和5年2月

音更町防災会議

目 次

第 1 章 総則	5
第 1 節 計画の目的	6
第 2 節 計画の性格	8
第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項	9
第 4 節 計画の基本方針	10
第 5 節 音更町の概況	22
第 6 節 音更町及びその周辺における地震の発生状況	24
第 7 節 地震の想定	25
第 2 章 災害予防計画	28
第 1 節 町民等の心構え	30
第 2 節 地震に強いまちづくり推進計画	33
第 3 節 地震に関する防災知識の普及・啓発	36
第 4 節 防災訓練計画	38
第 5 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	40
第 6 節 相互応援（受援）体制整備計画	42
第 7 節 自主防災組織の育成等に関する計画	44
第 8 節 避難体制整備計画	48
第 9 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	54
第 10 節 火災予防計画	61
第 11 節 危険物等災害予防計画	64
第 12 節 建築物等災害予防計画	67
第 13 節 土砂災害の予防計画	69
第 14 節 液状化災害予防計画	72
第 15 節 積雪・寒冷対策計画	74
第 16 節 業務継続計画の策定	76
第 17 節 複合災害に関する計画	78
第 3 章 災害応急対策計画	79
第 1 節 応急活動体制	82
第 2 節 地震情報の伝達計画	86
第 3 節 災害情報等の収集、伝達計画	91
第 4 節 災害広報・情報提供計画	96
第 5 節 避難対策計画	99

第6節	救助救出計画	110
第7節	地震火災等対策計画	112
第8節	災害警備計画	115
第9節	交通応急対策計画	117
第10節	輸送計画	123
第11節	ヘリコプター等活用計画	126
第12節	食料供給計画	130
第13節	給水計画	132
第14節	衣料・生活必需物資供給計画	134
第15節	石油類燃料供給計画	137
第16節	生活関連施設対策計画	139
第17節	医療救護計画	141
第18節	防疫計画	144
第19節	廃棄物等処理計画	147
第20節	家庭動物等対策計画	149
第21節	文教対策計画	150
第22節	住宅対策計画	154
第23節	被災建築物安全対策計画	158
第24節	被災宅地安全対策計画	160
第25節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画	163
第26節	障害物除去計画	166
第27節	広域応援・受援計画	167
第28節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	171
第29節	災害ボランティアとの連携計画	175
第30節	災害救助法の適用と実施	177
第4章	災害復旧・被災者援護計画	180
第1節	災害復旧計画	181
第2節	被災者援護計画	182
第3節	応急金融対策	186
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	189
第1節	総則	190
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	191
第3節	地震発生時の応急対策等	193
第4節	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	195
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	200
第6節	防災訓練計画	202
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	203

第8節 地域防災力の向上に関する計画…………… 205

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合に取りべき防災対応に関する事項207

(3) 防災会議の運営

音更町防災会議規則の定めるところによる。

(4) 防災会議の所掌事務

音更町附属機関設置条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

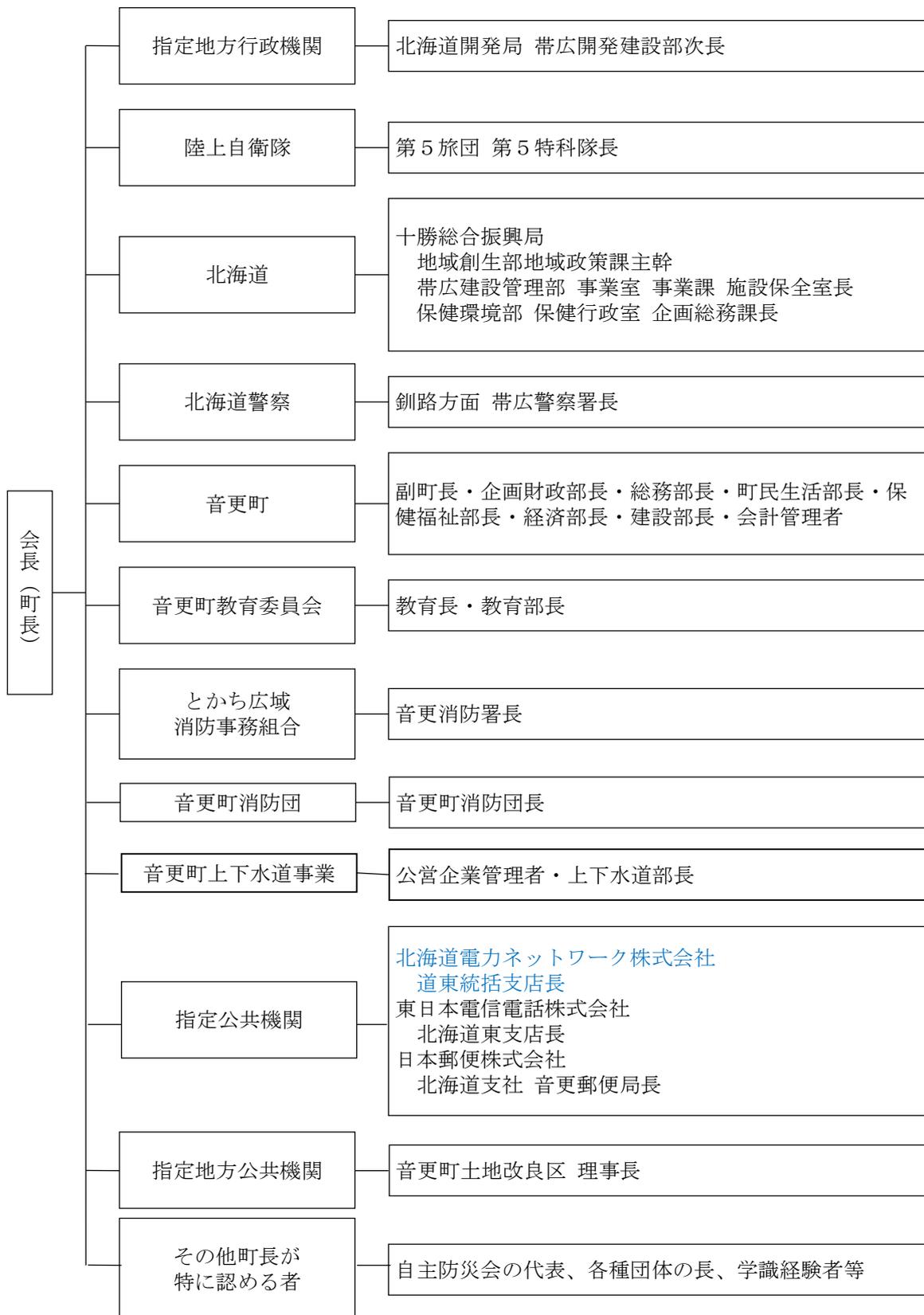
- ア 音更町地域防災計画（地震防災計画）を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 町の地域に係る地震災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ その他法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務。

※資料編 1－1：音更町防災会議の構成

※資料編 9－1：音更町防災会議規則

※資料編 9－2：音更町附属機関設置条例

(別表) 音更町防災会議の構成



4 気象

地域的には、温帯中北部に属した寒暖の差が激しい大陸性気候地帯に属し、季節的には夏季の高温、乾燥の循環が顕著で、年間を通して晴天日数が多く、湿度も比較的低い。

最深積雪は、昭和45年3月の177cm、近年では平成16年2月に111cmが記録されており、夏、冬の寒暖の差が激しい気候となっている。

町の気象記録は資料編3-1のとおりである。

※資料編3-1：気象記録

5 社会的現況

町の人口は、昭和35年以降、平成2年の微増以外は平成22年まで大きく人口を増加させたが、平成27年には人口減少に転じている。

周辺都市への交通は、国道241号線が町の中心を走り、南は帯広市、北は士幌町へ通じている。また、南部に道央圏と道東圏を結ぶ道東自動車道が通過し、音更帯広インターチェンジが位置している。さらに道道73号線（帯広浦幌線）、道道75号線（帯広新得線）、道道337号線（上士幌士幌音更線）等の道道が走り、南は帯広市、東は池田町、西は芽室町に通じている。

※資料編3-2：音更町の人口推移

第6節 音更町及びその周辺における地震の発生状況

音更町及びその周辺の地震被害は、1952年（昭和27年）、1962年（昭和37年）、1968年（昭和43年）、1971年（昭和46年）、2003年（平成15年）、2008年（平成20年）及び2013年（平成25年）の十勝沖地震、1970年（昭和45年）の日高山脈南部地震、1993年（平成5年）の釧路沖地震、さらに、1994年（平成6年）の北海道東方沖地震と大きな被害を及ぼした地震が発生している。

なお、音更町周辺の主な地震災害発生記録は、資料編3-11に示すとおりである。

※資料編3-11：音更町周辺の主な地震災害発生記録

消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

あらかじめ、町及びその他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、地震災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、**ボランティア活動や避難所運営等に関する**研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研究会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

自主防災組織の編成自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととし、自主防災組織は、既存の行政区組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中で役割を明確にするため、例に示すような組織を編成することが考えられる。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので町民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

避難行動要支援者の保護、安全確認及び避難誘導については、民生委員・児童委員等との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難等が出された場合は、地域住民が一体となって避難支援にあたる

ア 町民の安全確認と保護

イ 医療手配等の応急的対応

ウ 避難誘導援護

第8節 避難体制整備計画

地震災害から町民の生命・身体を保護するため、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、地震等による大規模火災等の災害から、町民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、車中避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、町民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、**関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施する**よう努めるものとする。
- (5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、帯広保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町と帯広保健所の連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町及び道は、学校等が保護者との間で、**災害時**における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、地震災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

(車中避難場所を含む。)

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、「北十勝4町による広域防災に係わる相互応援協定に関する協定書」(以下「北十勝4町防災協定」という。)に基づく提携町への要請により、または災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、更には車により、緊急避難し、社内で安全を確保するための車中避難場所について、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの						
		*下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる								
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A) (施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと) (例) 津波はa1、a2、a3を満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2) 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)							施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)	
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある							当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	

上表は北海道地域防災計画「第4章 第2 避難場所の確保等」に基づき作成

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

※資料編6-1：指定緊急避難場所一覧

※資料編6-2：車中避難場所一覧

3 指定避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、町民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケア

を必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

※資料編6-3：指定避難所一覧

※資料編6-4：福祉避難所一覧

4 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び町民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民への周知

町長は、町民等の円滑な避難を確保するために、地震発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択

肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）町民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

（ア）防災行政無線等（戸別受信機を含む。）による周知

（イ）緊急速報メールによる周知

（ウ）SNSによる周知

（エ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知

（オ）避難誘導者による現地広報

（カ）住民組織を通じた広報

※避難情報の判断・伝達マニュアル（案）別冊

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、指定避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理等

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所（避難場所、避難所）
- イ 避難の経路
- ウ 移送の方法
- エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- オ 保健、衛生及び給食等の実施方法
- カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成を促進するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

8 施設の整備計画

(1) 町民に対し平時から避難所を周知するため、「避難所標示板」を整備するものとする。

(2) 避難所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に無線を早期に整備し、地震災害に備えるものとする

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

地震災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入力しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から要配慮者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、町では地震災害時における要配慮者への支援等について定める「音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）」（資料編9-4）及び「音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱」（資料編9-5）に基づく支援体制の確立を進める。

※資料編9-4：音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）

※資料編9-5：音更町避難行動要支援者登録制度実施要綱

ア 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、次の項目に基づき作成するものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

町が整備する避難行動要支援者名簿の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- a 要介護認定を受けている人で要介護3以上の人
- b 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい等がある人
- c 療育手帳の交付を受けている人
- d 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- e 上記に掲げる人のほか、上記の事項に準ずる状況であって、町長が特に必要と認める人

等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者の同意が得られない場合は提供しない。

ク 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ケ 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する地震災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画を定める場合には、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理して実効性を高めるものとする。

コ 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

※資料編6-4：福祉避難所一覧

(2) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や地震災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

2 援助活動

町は、要配慮者の早期確認等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 要配慮者の避難支援

平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 要配慮者の安否確認

避難行動要支援者名簿を有効に活用し、地震災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(3) 避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、指定避難所（資料編6-3）や福祉避難所（資料編6-4）への移動、病院への移送及び施設への緊急入所の措置を講ずる。

(4) 応急仮設住宅等への優先的入居

応急仮設住宅等への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

(5) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、道や近隣市町村へ応援を要請する。

※資料編6-3：指定避難所一覧

※資料編6-4：福祉避難所一覧

3 妊産婦、乳幼児対策

(1) 妊産婦、幼児、保護者、保育職員に対する防災教育

防災訓練や防災講座、防災パンフレット等により、妊産婦、幼児、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

(2) 地域ぐるみの避難援助体制づくり

家庭や保育施設における避難を迅速に行うため、地域の防災訓練等を通じて行政区や保育施設を有する事業所など、地域ぐるみでの妊産婦、乳幼児避難援助体制の確立に努める。

(3) 施設の安全確保

保育所等の施設については、施設内の電気器具、窓ガラス、備品等に対する安全対策に努める。

(4) 備蓄

乳幼児に必要な乳幼児用ミルク、哺乳瓶、紙おむつ等を計画的に備蓄する。

4 高齢者、障がい者対策

(1) 防災意識の普及・啓発

高齢者及び障がい者並びにその介護者に対して、地震災害時に適切な行動がとれるよう、啓発パンフレットなどにより防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言を積極的に行う。

(2) 家屋や室内の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者や障がい者にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全を確保することは極めて重要である。

このため、居室内の家具の転倒防止器具等の取付けの奨励や安全対策に努める。

5 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、地震災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 避難場所・道路標識等の地震災害に関する表示板の多言語化

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

(4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

6 観光客への支援対策

(1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

(2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

第10節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火気の取扱いについて指導啓発するとともに、耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

(1) 組織計画

ア 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための組織機構は、音更町消防団条例及び規則、[とかち広域消防事務組合](#)が定める規約・条例・規則等の定めるところによる。

組織図は、資料編2-1のとおりとする。

※資料編2-1：消防組織図

イ 非常災害時の組織機構

非常災害時における災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、とちぎ広域消防事務組合警防計画（以下この節において「組合計画」という。）の定めるところによる。

ウ 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として全署員及び団員を招集し、又はとちぎ広域消防事務組合にも応援を求めなければならないような次に掲げる場合をいう。

- (ア) 異常気象により災害が発生し、又は発生するおそれ大きいとき。
- (イ) 地震により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき又は火災が発生したとき。
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき。
- (エ) その他指揮本部長が必要と認めたとき。

(2) 消防施設の現況

予想される災害に対し、現有の消防力を活用し対処するとともに、消防力の整備を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備促進、先端技術の開発に努めるものとする。

現有消防施設等については、資料編2-2のとおりである。

※資料編2-2：消防施設等一覧

5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

6 防火思想の普及

(1) 諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対する防災に関する研修会及び消防訓練の指導、さらに、防火チラシ及びポスター等の防火資料を配布して防火思想の普及徹底に努める。

(2) 民間防火組織による普及

行政区、職域自衛消防組織等の結成促進を図り、さらに、防火管理者協会、危険物安全協会、女性防火クラブ、幼年消防防火クラブ等を通じ積極的に防火思想の普及拡大に努める。

(3) 防火組織の育成、指導

各防火協力団体に対して研修会・講習会の開催、防火映画の上映を行うとともに、消火・避難の訓練、指導等防火組織の育成、強化に努める。

(4) 危険物の規制

危険物製造所等については、施設の適否、設備等について定期的に査察調査を実施し、危険物の製造、貯蔵取扱いについて指導するとともに、[防火安全協会](#)等を通じて防火・防災思想の向上とその対策を推進する。

第11節 危険物等災害予防計画

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 町（消防機関）、北海道

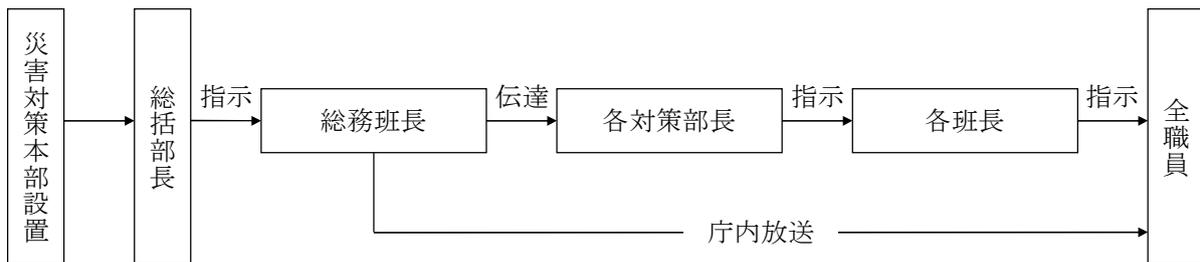
ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。



(イ) 閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

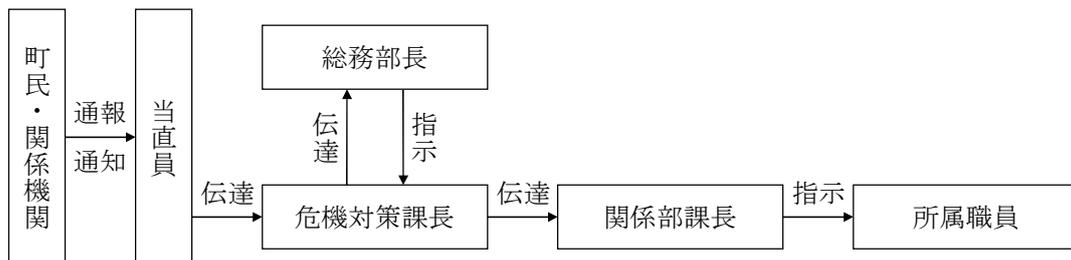
a 当直員等による非常伝達

当直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、危機対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。

(a) 地震による災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。

(b) 地震による災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

【当直員等による伝達系統】



b 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

イ 職員の非常登庁

(ア) 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は地震による災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

(イ) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合においては、各所属長又は各班長は、必要に応じ、総務部長に参集状況を報告するものとする。

第2節 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して町民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達される情報である。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を各種手段により、町民等への伝達に努めるものとする。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入

地震情報の種類	発表基準	内容
		手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上を考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加え、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料

4 通信手段の確保

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- (3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
 - ア 災害時優先電話による連絡

一般電話回線の輻輳に伴う発信規制がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線役場庁舎における災害時優先電話

 - ① 42-2116 (発信専用)
 - ② 42-2118 (発信専用)
 - ③ 42-2119
 - ④ 42-2110
 - イ 非常通話又は緊急通話による連絡

非常通話又は緊急通話の取扱いは、電話サービス契約約款によりあらかじめ株式会社NTT東日本北海道帯広支店長の承認を受けた番号(42-2110)の加入電話をもって102番に「非常」又は「緊急」の旨を告げて通話を請求し、関係機関に通報するものとする。
 - ウ 電報による通信(非常電報)

地震災害時において緊急を要するため電報を発信する場合には、発信人は、「非常電報」である旨を電報サービス取扱所等に申し出るか、電話から申し込む場合は115番に申し込むものとする。
- (4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報

各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

なお、町における無線通信施設は以下の通りである。

 - ア 超短波無線電話移動局(携帯型4局、車載型22局) 音更町
 - イ 陸上無線移動局(音更卓上1局) とかち広域消防事務組合音更消防署
 - ウ 陸上無線移動局(携帯無線10局、署活系無線20局、車載型21局) とかち広域消防事務組合音更消防署
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (6) 電気通信事業者が所有する非常用通信装置(無線系・衛星系)による通報
- (7) 衛星通信による通報

町は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶のおそれがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。
- (8) 専用通信施設の利用
 - ア 帯広警察署

警察機関の専用又は無線電話により通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。
 - イ その他

北海道地方非常通信協議会が定める機関別通信システムにより無線通信局の協力を求めて行う。
- (9) 災害通信系統
 - ア 町民から本部に対する連絡

第1系統 - NTT線電話使用（一般用電話、携帯電話）
第2系統 - 無線通信施設使用（携帯型4局、車載型22局）
第3系統 - 伝令（自動車又は自転車使用）
第4系統 - 伝令（徒歩）

イ 本部から十勝総合振興局他各関係機関に対する連絡

第1系統 - NTT線電話使用（一般用電話、携帯電話）
第2系統 - 北海道総合行政情報ネットワーク（衛星系、地上系）
第3系統 - 伝令（自動車又は自転車使用）
第4系統 - 伝令（徒歩）

5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町、道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

6 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長及び十勝総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料編9-6）に基づき知事に報告するものとする。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

※資料編9-6：災害情報等報告取扱要領

○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527
	F A X	03-5253-7537
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013
	F A X	90-49033
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49423
	F A X	*-048-500-90-49033
中央防災無線(注3)	5017	5010

「*」各団体の交換機の特番

(ただし、市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

時間帯	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT回線	電話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	F A X	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	F A X	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)	5010	

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

第4節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画に定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、地震災害時において、被災地の町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の町民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 町民に対する広報等の方法

ア 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、町民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする町民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、**避難指示等**、避難場所、避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民への広報を実施する。

特に、町民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を町民に広報するとともに、町災害対策本部に対し、

第5節 避難対策計画

地震災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次によって避難指示等を発令する。

特に、町は、町民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を**伝達**する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の**伝達**に努めるものとする。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに十勝総合振興局長に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

(2) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

ア 知事（十勝総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、地震により著しい危険が切迫していると認められるとき又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

ウ 十勝総合振興局長は、町長から**避難指示等**、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請

があった場合は、本章第10節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(3) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 警察官は、(1)のイにより町長から要求があったとき、又は町長が避難の指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、町長に通知するものとする。

イ 警察官は、地震災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(4) 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は地震による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長及び警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 町民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 町民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

(5) 消防職員、消防団員（消防法第28条：消防警戒区域の設定・退去命令及び出入りを禁止制限）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、十勝総合振興局、帯広警察署等及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、**避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。**さらに、**町は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災ア**

ドバイザー等の専門家の技術的な助言を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 協力、援助

ア 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

3 事前避難の推進

地震により火災等が発生し、被害が拡大するおそれがある地域については、町民に対し、事前に避難の準備、避難所、避難の方法を周知徹底する。

4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ、サイレン、広報車両、電話、伝達員、町内会あるいは自主防災組織など複数の手段を有機的に組み合わせる等、あらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、迅速かつ的確に、当該地域の町民等に対して伝達し、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者を含む要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 避難指示等の理由及び内容

(2) 避難場所等及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、限られたものだけにする。（食料、水筒、タオル、着替え、救急薬品、懐中電灯、ラジオ等）

イ 服装は、軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

(5) 周知方法

ア 放送、電話等による伝達

NHK及び民間放送局に対し、避難指示等を行った旨を連絡するとともに、関係町民に伝達すべき事項を提示し、これを放送するよう協力を依頼するほか、電話等を通じて伝達するものとする。

イ 広報車による伝達

町、消防機関、警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ 伝達員による個別伝達

避難指示等を発令した時が夜間、停電時等であって、全家庭に対する完全周知が困難であると予想される時は、本部員、消防職員、団員等で組を編成し、個別に伝達するものとする。

エ 信号による伝達

サイレン等を利用する。

オ 町内会あるいは自主防災組織の責任者を通じて周知する。

カ エリアメールによる伝達

エリアメールを利用し、町民に周知する。

5 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

6 避難所連絡員

(1) 町長は、避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理にあたらせる。

(2) 連絡員は、避難住民の実態把握と保護にあたり、本部との情報連絡を行う。

(3) 連絡員は、必要に応じ自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。

7 道（十勝総合振興局）に対する報告

(1) 避難指示等を町長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。（町長以外の者が発令したときは、町長を経由して報告すること。）

ア 発令者

イ 発令理由

ウ 発令日時

エ 避難の対象区域

オ 避難先

(2) 避難所を開設したときは、十勝総合振興局長に次の事項を報告するものとする。

ア 避難所開設の日時、場所及び施設名

イ 収容状況、収容人員

ウ 炊き出し等の状況

エ 開設期間の見込み

(3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を十勝総合振興局長に報告する。

8 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(7) 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- ア 多言語による広報の充実
- イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

9 避難路及び避難場所の安全確保

町民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

10 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず、適切に受け入れることとする。

町長、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、**避難指示等の発令**とあわせて指定緊急避難場所を開設し、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

町における指定緊急避難場所は、資料編6-1のとおりである。

※資料編6-1：指定緊急避難場所一覧

12 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、町民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。町における指定避難所は、資料編6-3のとおりである。

- (2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、

幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- (3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

※資料編6-3：指定避難所一覧

13 福祉避難所及びその他避難所の開設等

- (1) 要配慮者については、「音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）」（資料編9-4）に基づき、指定緊急避難場所又は指定避難所から福祉避難所（資料編6-4）への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への緊急入院等状況に応じて判断する。

なお、公共施設以外の民間施設についても、災害時における避難所としての協定の締結を検討するものとする。

※資料編6-4：福祉避難所一覧

※資料編9-4：音更町要配慮者避難支援計画（全体計画）

14 避難所の運営管理等

避難所の運営は、関係機関の協力のもと町が適切に行うものとする。

- (1) 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、町内会、及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

町は、避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。

※資料編11-2：災害救助日報

※資料編11-3：避難所収容者名簿

※資料編11-4：避難所設置及び避難生活状況

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
- なお、実情に合わせて応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中避難の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (5) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携し、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (7) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に

ことができるものとする。

イ 知事は、町長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

ウ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

エ 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

オ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災町民への支援に関する機関に通知する。

カ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に関する機関に通知する。

キ 知事は、町長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに公示し、内閣総理大臣に報告するものとする。

ク 知事は、地震災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合であっても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災町民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災町民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

(4) 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、地震による災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災町民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第6節 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の町民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

(1) 町（消防機関）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、地震による災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

(3) 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について検討するものとする。

※資料編9-7：災害時の指名等の公表取扱方針

2 救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を覚知した者は、直ちに町又は警察官等へ通報するものとする。

先端技術の開発に努めるものとする。

※資料編2-2：消防施設等一覧

4 消火活動

地震における被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発、延焼又は石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。

これら火災発生及びその被害拡大を最小限に食い止めることが最も重要であり、初期消火活動が迅速に行われるよう努める。

5 震災予防対策

(1) 地震発生時における火災発生の未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて防災思想の高揚に努める。

(2) 火気使用設備・器具からの出火防止を周知徹底する。

ア 火気設備の使用停止及び器具の点検徹底

イ 炉、かまど等の周囲の不燃化及び耐震化の促進

(3) 地域住民や自主防災組織等による初期消火、避難等の初動体制を確立するとともに、火災の拡大防止を図るため、火災予防行事を通じて、消火器具の使用方法、消火技術を指導する。

(4) ガスの安全対策

地震発生時は、特にプロパンガスは引火、爆発のおそれがあり、また延焼拡大の要因でもあることから、関係機関との連絡調整により、実態把握及び配管の耐震化、転倒防止措置、安全装置の普及、指導強化に努める。

(5) 危険物質の安全対策

薬品、毒物、劇物の配置、保管等の実態把握に努め、これら施設等からの出火防止についての指導を推進する。

6 震災警防対策

(1) 非常参集

非番職員は、非常参集の命を受けた場合は、特に参集場所を指定されたときを除き、消防署に参集し、業務の指示を受ける。

ただし、交通遮断、その他の特別の事由により消防署に参集することができないときは、最寄りの消防会館等へ参集して所属長に報告し、その指示に従うこと。

また、参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故の規模により消火、救助等の活動が可能かどうか判断し、適切な処置をとること。

(2) 消防通信連絡体制

地震災害等における情報の収集、伝達を迅速確実に行うため、とちち広域消防事務組合と諸隊間及び関係機関との間の通信は有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶若しくは輻輳したときは、防災無線通信の活用又は車両等による伝令により、速やかなる連絡体制を確保する。

(3) 消防部隊の体制

消防部隊の出動は、事前に定められた警防隊出動計画に基づき出動する。

(4) 火災防御対策

ア 町内の火災の早期発見にあたるとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の収集にあたる。

イ 大きな被害が予想される場合においては、本部、警察等から主要道路、橋梁等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認及び確保を行う。

相互応援協定の推進町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

(5) 消防相互応援

(6) 広域航空消防応援

(7) 緊急消防援助隊による応援

【参考】 応援協定の状況

※資料編10-1：災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

※資料編10-3：北海道広域消防相互応援協定

※資料編10-4：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

4 運航管理

ヘリコプターの運行は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」（資料編9-10）、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料編9-11）及び、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料編9-12）の定めるところによるものとする。

※資料編9-10：北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱

※資料編9-11：北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

※資料編9-12：北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

5 緊急運航の要件等

町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（資料編9-11）に基づき、知事に対し運航を要請するものとする。また、119番通報を受信した消防機関（とちろ広域消防事務組合）、又は現場に出動した救急隊が救急現場で、別途規定により医師による早期治療を要する症例と判断した場合、道東ドクターヘリの出動を要請する。

- (1) 地震災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動がもっとも有効と認められる場合

※資料編9-11：北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

6 要請方法

北海道知事（危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（資料編11-8）を提出するものとする。

※資料編11-8：北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

7 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-234

- ・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

8 報告

町長は、地震災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（資料編11-9）により、総括管理者（北海道総務危機管理監）に報告するものとする。

※資料編11-9：北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

9 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」（資料編9-12）に基づき行うものとする。

※資料編9-12：北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(2) 救急患者の緊急搬送手続

ア 町長は、医療機関等から緊急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後十勝総合振興局及び帯広警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（資料編11-10）を提出するものとする。

ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 町長は、知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

※資料編11-10：救急患者の緊急搬送情報伝達票

10 町の対応等

町長は、陸上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は急患輸送若しくは山間へき地などで緊急運航の必要が生じたときは、知事（防災航空室）に対し、ヘリコプター等の航空機の派遣を要請するものとする。

この際、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着

第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

1 上水道

(1) 応急措置

町長は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、町民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広報

町長は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

(3) 上水道施設の防災対策及び応急対策の細部については、本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」、本計画第3章第13節「給水計画」による。

2 下水道

(1) 応急復旧

町長は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

(2) 広報

町長は、地震により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の生活排水に関する不安解消に努める。

(3) 下水道施設の防災対策及び応急対策の細部については、本編第5章第21節「上下水道施設対策計画」による。

3 電気

(1) 応急復旧

北海道電力株式会社（道東統括支社）、北海道電力ネットワーク株式会社（道東統括支店）及び電源開発株式会社（東日本支店）などの電気事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報

北海道電力株式会社（道東統括支社）、北海道電力ネットワーク株式会社（道東統括支店）及び電源開発株式会社（東日本支店）などの電気事業者は、地震災害により電力施設に被害があ

った場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、町民の不安解消に努める。

- (3) 電力施設の防災対策及び応急対策の細部については、本編第5章第19節「電力施設災害応急計画」による。

4 ガス

(1) 応急復旧

帯広ガス株式会社などのガス事業者は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報

帯広ガス株式会社などのガス事業者は、地震によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消に努める。

- (3) ガス施設の防災対策及び応急対策の細部については、本編第5章第20節「ガス施設災害応急計画」による。

5 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

(2) 広報

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど町民の不安解消に努める。

- (3) 通信施設の防災対策及び応急対策の細部については、本編第5章第2節「災害通信計画」による。

6 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

5 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

6 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、資料編11-24により記録するものとする。

※資料編11-24：学用品の給与状況

第22節 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

(1) 町

町長は、地震災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

(2) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は、地震災害のため住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

町は、地震災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅

ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

ウ 建設型応急住宅の設置

原則として建設型応急住宅の設置は知事が行う。

エ 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、地震災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てによって実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

ア 対象者

(ア) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震その他の異常な天然現象による災害の場合

a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

b 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

c 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(イ) 火災による場合

- a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- b 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

ウ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者の資格

- a 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- b 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- c 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

(エ) 国庫補助

- a 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- b 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

3 資材等のあっせん、調達

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんで依頼するものとする。
- (2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的にあっせん、調達を行うものとする。

4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（資料編11-21）
- (2) 住宅応急修理記録簿（資料編11-22）

※資料編11-21：応急仮設住宅台帳

※資料編11-22：住宅応急修理記録簿

5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば

- ※資料編10-3：北海道広域消防相互応援協定
- ※資料編10-4：北海道消防防災ヘリコプター応援協定

- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」(資料編9-8)及び「北海道緊急消防援助隊受援計画」(資料編9-9)に基づき、迅速かつ的確に対処する。

- ※資料編9-8：緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画
- ※資料編9-9：北海道緊急消防援助隊受援計画

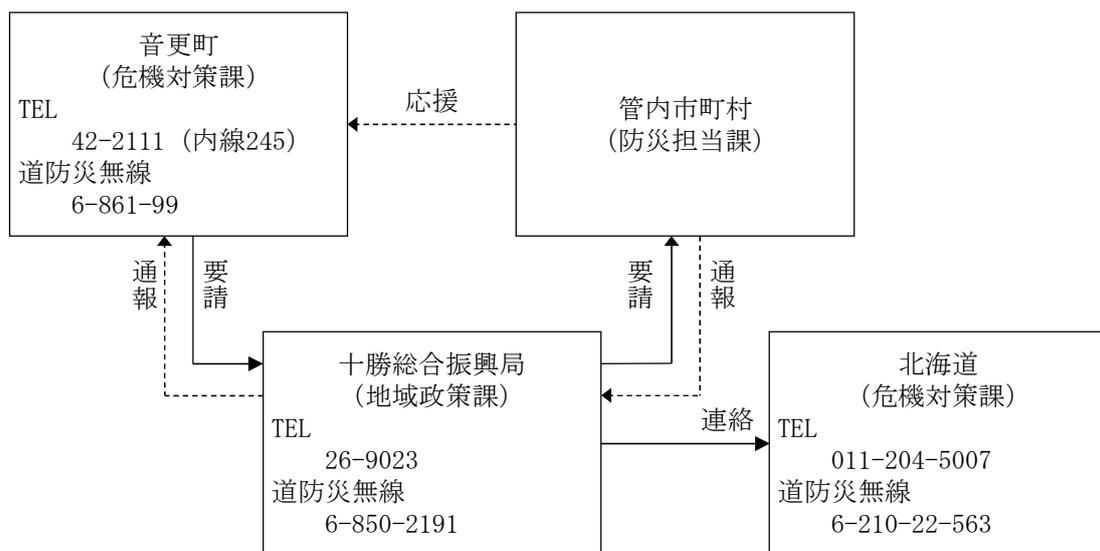
- (4) 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

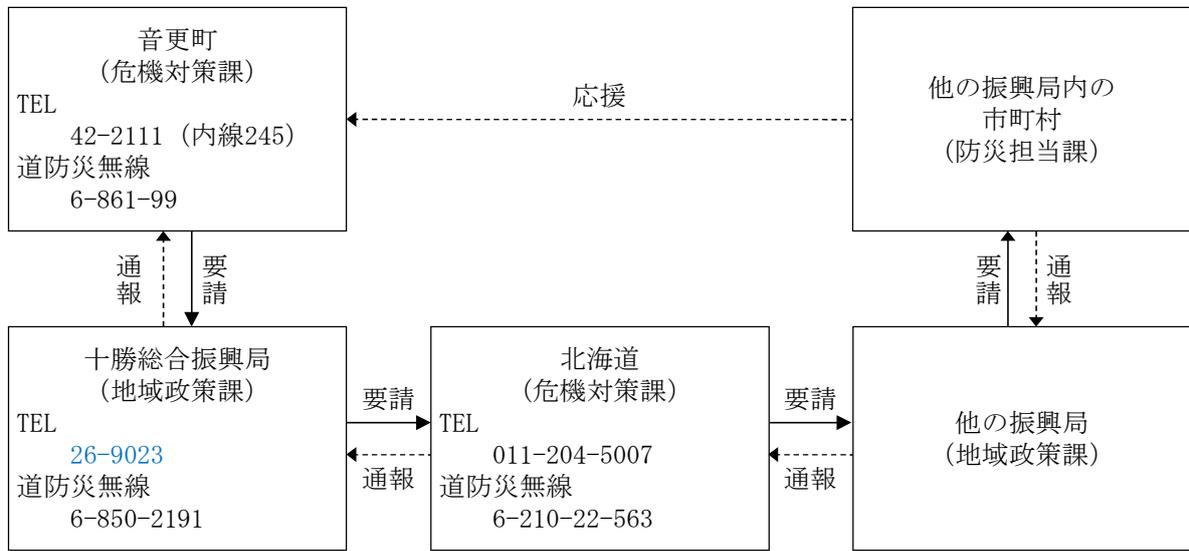
【応援要請の区分及び連絡系統図】

◆第1要請（同一振興局内の市町村への要請）



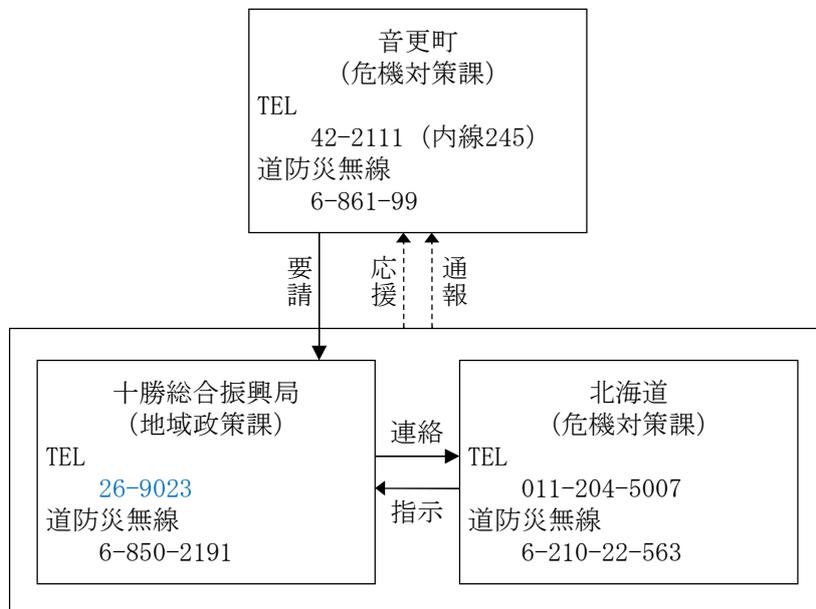
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接町間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

◆第2要請（他振興局内の市町村への要請）



注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接町間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

◆第3要請 北海道知事に対して行う応援要請



第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

節	主な記載内容
第1節 総則	○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する目的及び防災関係機関の事務又は業務の大綱について記載。
第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	○北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定される概要及び被害の特性について記載。
第3節 関係者との連携協力に関する事項	○地震災害時における応急対策、資機材・人員等の配備手配、他機関に対する応援要請等に関する事項について記載。
第4節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	○地震災害時における円滑な避難を実施するため、避難対策・誘導、及び交通応急対策等に関する事項について記載。
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	○地震災害時において緊急に整備すべき施設等及び整備方針、耐震化の推進について記載。
第6節 防災訓練計画	○地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として行う海溝型地震を想定した防災訓練計画について記載。
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	○町職員、児童・生徒、施設管理者、自動車運転者等に対し、地震防災上必要な教育及び広報について記載。
第8節 地域防災力の向上に関する計画	○地震災害では「自らの身の安全は自らが守る」を基本とし、町民、事業所等における自主防災体制の整備及び育成の推進について記載。
第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合に取りべき防災対応に関する事項	○後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の伝達及び取るべき措置等について記載。

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、資料編3-12のとおりである。

※資料編3-12：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地域に係る地震防災に関し、町及び防災関係機関その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節2「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地域内や沈み込むプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が発表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳沖から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫していると考えられている。

東日本大震災を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した浸水予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）等における被害の特性は、次のとおりである。

（1）津波による被害

ア 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは130,000棟となる。

イ 人的被害は、冬の夕方で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人々が浸水域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるものである。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで、死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。

（2）揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最高となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

（3）積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方発生した場合の焼失棟数は約3,100棟となる。

（4）長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資の備蓄・調達

ア 道は、発災後適切な時期において、道が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。

イ 道は、町における備蓄量について、アと同様把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。

ウ 道は、ア、イにより把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、道内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

エ このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第12節「食料供給計画」、同第13節「給水計画」及び第14節「衣料・生活必需物資供給計画」に準ずる。

(2) 物資等の調達手配

ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）等の確保を行う。

イ 町は、道に対して、町内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

ウ 道は、町から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、道が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間の斡旋等の措置をとるものとする。

(3) 人員の配備

道は、町における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町等への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

(4) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施に関し、締結している応援協定は資料編10-7「他機関との協定一覧」のとおりであり、必要に応じて応援要請を行うものとする。

※資料編10-7：他機関との協定一覧

(2) 上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、警察災

害派遣隊の援助要求などについては、第3章第27節「広域応援・受援計画」及び同章第28節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に準ずる。

- (3) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受け入れ態勢のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

第4節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 地域住民等の避難行動等

道は、町と協力し、避難対象地区の住民等が、的確な避難を行うことができるよう次の通り取り組むこととする。

(1) 避難の確保

ア 避難計画の作成

町は、道の指針を参考に、次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

- (ア) 地区の範囲
- (イ) 想定される危険の範囲
- (ウ) 指定緊急避難場所（屋内、屋外の種別）
- (エ) 指定緊急避難場所に至る経路
- (オ) 避難指示の伝達方法
- (カ) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- (キ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

イ 町は、地震に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表した洪水ハザードマップ及び揺れやすさマップを作成し、町民への周知に努めるものとする。

ウ 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

エ 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、地震災害の備えに万全を期するよう努めるものとする。

オ 避難指示の発令

町長は、発令基準を定め、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときなど、必要と認めるときに適切に避難指示の発令を行うものとする。

カ 避難場所の指定

町は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。

キ 避難場所の維持・運営

(ア) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料

等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(イ) 町は、冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。

(ウ) 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

(2) 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 受入施設への受入れ

(イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給

(ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

(3) 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 町長より避難指示の発令が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 町はアに掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

(4) 避難誘導等

ア 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示の発令があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、町民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

イ 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

ウ 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、指定緊急避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を示す標識の設置に当たっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

エ 町及び道は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

オ 町は、救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

(5) 意識の普及啓発等

町及び道は、地域住民が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや避難計画を作成・変更し、避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、同第15節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第5節「避難対策計画」、同8節「災害警備計画」に準ずる。

2 消防機関等の活動

町は、消防機関が円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 情報の的確な収集及び伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する支援
- (4) 浸水予測時間等を考慮した退避ルールの確立

3 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

上下水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第16節「生活関連施設対策計画」に準ずる。

4 交通対策

(1) 道路

ア 北海道警察及び道路管理者は、危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、町民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

(2) 交通応急対策等

このほか、地震発生に伴う交通応急対策等については、第3章第8節「災害警備計画」及び同第9節「交通応急対策計画」に準ずる。

5 町が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 入場者等の退避のための措置
- (イ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ウ) 出火防止措置
- (エ) 飲料水、食料等の備蓄
- (オ) 消防用設備の点検、整備
- (カ) 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (キ) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置
- (イ) 学校、研修所等にあつては、次の措置
 - ① 当該学校等が、避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な措置
 - ② 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - ③ 地震災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全及び避難誘導のための必要な措置
なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のア項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を道が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

6 迅速な救助

(1) 道は、町の消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言を行うものとする。

(2) 道は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」による。

- (3) 町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 道は、町の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

(1) 整備方針

- ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、**別途**地震防災対策特別措置法に基づく**地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し**、推進するものとする。
- イ **町及び道**は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画**及び日本海溝特措法**を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- ウ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- エ また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- オ 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする

(2) 整備すべき施設

- ア **避難場所**
- イ **避難経路**
- ウ **避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設**
- エ 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- オ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物
- カ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- キ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- ク 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- ケ 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、保育園、小学校、中学校、社会福祉施設又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- コ 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- サ 地域防災拠点施設
- シ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ス 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- セ 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- ソ 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

2 建築物、構造物等の耐震化の推進

(1) 建築物の耐震化

- ア 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- イ 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- ウ 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- エ 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、一刻も早い完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

(2) ライフライン施設等の耐震化

- ア 町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化と多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- イ 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- ウ 町及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努めるの。
- エ 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

(3) 長周期地震動への対応等

- ア 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。
- イ このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第12節「建築物等災害予防計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び町民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から円滑な避難、**後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達**、その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 動員訓練及び対策本部運営訓練
 - イ 地震災害発生時の情報収集、伝達訓練
 - ウ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- (6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

2 学校における防災訓練の実施等

複合災害ともあいまって避難対象地域に所在する学校は、避難訓練を行う。また、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 職員等に対する教育

- (1) 町及び防災関係機関は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- (2) 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - イ 地震に関する一般的な知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - オ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - キ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 町民等に対する教育・広報

- (1) 町は、関係機関と協力して、町民等に対する教育・広報を実施するものとする。
- (2) 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - イ 地震に関する一般的な知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域町民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

サ 防寒具等の冬期における避難の際の非常持出品

(3) 町及び防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(4) 教育・広報の方法としては、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震の実態
- (2) 地震の発生のしくみと危険性
- (3) 地震に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震に対する防災の取組等

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町等が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

町、道、北海道公安委員会は、地震が発生した際に運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

6 相談窓口の設置等

町及び道は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「町民等の心構え」及び同第3節「地震に関する防災知識の普及・啓発」に準ずる。

第8節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、町民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

1 町民の防災対策

- (1) 町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- (2) 町民は、平常時より地震に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- (3) 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第2章第1節「町民等の心構え」に定めるところによる。

2 自主防災組織の育成等

- (1) 町民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- (3) 町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- (4) このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

3 事業所等の防災対策

- (1) 事業所を営む企業は、地震災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町や防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- (3) 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災

体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合に取りべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町及び道から地域住民に対して注意を促すものとする。

※Mw：モーメントマグニチュード。地下の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード

1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、道の災害に関する組織等の設置等

(1) 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、町への伝達のほか、次の事項にも配慮する。

ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

(2) 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節1「音更町災害対策本部」に準ずる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策を取るべき期間等

町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 道の取るべき措置

道は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、町と協力し、地域住民に対

し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策を取る旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。